

徳島県内6社目！ 株式会社ネオビエントを「プラチナくるみん」認定！

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定（通称：「プラチナくるみん認定」）企業として、株式会社ネオビエントを令和元年6月17日付けで認定しました。




認定通知書交付式を行いました



特例認定マーク
プラチナくるみん

令和元年6月26日の認定通知書交付式において、日根労働局長から認定通知書の交付を受ける株式会社ネオビエントの藍原代表取締役（左）

株式会社ネオビエントの取組の概要

企業名	株式会社ネオビエント	
所在地	徳島市	
業種	サービス業(他に分類されないもの)	
労働者数	82人(男性43人、女性39人)	
計画期間	平成26年5月1日～平成31年3月31日	
行動計画の目標	<p>【目標①】 出産時の男性社員の特別休暇の取得率を75%以上とする</p> <p>【目標②】 両立支援のための職場風土改革プロジェクトチームをつくり、プロジェクトチームによる行動で、男女社員の働きやすい環境づくりを目指す</p> <p>【目標③】 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間7日以上とする</p> <p>【目標④】 小学生から大学生までのインターンシップ(学生の就業体験)制度をさらに整備し、年間15名を目標に受け入れる</p>	
目標に対する取組結果	<p>【目標①】 計画期間の取得率80%</p> <p>【目標②】 平成28年に「両立支援プロジェクトチーム」を立ち上げ、毎年テーマを設けてワーク・ライフ・バランスについて協議・検討した。</p> <p>【目標③】 平成30年度一人当たりの平均取得日数10.06日</p> <p>【目標④】 計画期間内に計144名を受け入れた。</p>	
その他主な特例認定基準達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校就学前の子を育てる労働者のための措置(特例認定基準7) 小学校就学前までの子を養育する職員が利用できる育児短時間勤務制度及びフレックスタイム制度を導入 ○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備(特例認定基準9) <ul style="list-style-type: none"> ①所定外労働の削減のための措置 毎週水曜日を「ノー残業デー」に設定 ②年次有給休暇の取得の促進のための措置 年次有給休暇の計画的付与制度を導入及び時間単位での取得を可能としている。 取得日数を一人当たり平均年間7日以上とする目標を掲げ、平成30年度10.06日を達成 ③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 「特別連続休暇制度」、「WLB休暇制度」を導入 ○出産した女性の継続就業率(特例認定基準10) 100% ○女性労働者の就業継続、能力向上、キャリア形成の支援のための措置(特例認定基準11) 管理職に向けた取組として、毎年、女性活躍推進をテーマとして、幹部社員研修を実施 	